

転居された方へご案内

※おもな手続きとして、次のようなものがあります。

内 容	窓口での手続き	担当窓口	問い合わせ先 (市外局番 0883)
個人番号カード 住基カード	カードを持参し住所変更届の手続きをしてください。電子証明書をお持ちの方は、併せて更新の手続きもしてください。個人番号カードを申請中で受け取りがまだの方は、再申請が必要な可能性があります。詳しくはご相談ください。	市民課 1階 1・2・3番窓口	TEL72-7609
印鑑登録証	手続きはありません。(転居届により自動的に印鑑登録の住所も変わります。)		
国民健康保険	住所変更届の手続きをしてください。		
後期高齢者医療保険	住所変更届の手続きをしてください。確認後、新しい住所に資格確認書を送付します。	保険医務課 1階 4・5番窓口	TEL72-7613
子どもはぐくみ医療・ひとり親医療・重度医療等の受給対象者の方	受給者証を持参し住所変更届の手続きをしてください。		
障害者手帳・各受給者証をお持ちの方	各手帳・受給者証を持参し住所変更届(マイナンバー必要)の手続きをしてください。	長寿・障害福祉課 1階 6・7番窓口	TEL72-7610
介護保険の被保険者 (65歳以上の方)	被保険者証を持参し住所変更届の手続きをしてください。	長寿・障害福祉課 1階8番窓口	(長寿・障害福祉課) TEL72-7610
要介護、要支援認定を受けている方	介護保険センターから新しい保険証が送付されます。	または 介護保険センター	(介護保険センター) TEL76-0030
公立小学校・中学校に在学している児童生徒	学校で手続きをしてください。	学校教育課 3階	TEL72-3555
児童手当	住所変更届の手続きをしてください。	子育て支援課 (子育て支援センター)	TEL72-7648
児童扶養手当			
手続き等について分からないことがありましたら、担当窓口にお問い合わせください。			